

令和4年3月10日

健康部保健予防課

江東区自家発電装置給付事業について

1 概要

区では、東京都医療保健政策区市町村包括補助事業（以下、包括補助事業）を活用し、災害時などにおける停電により、生命の危機に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者に対し、停電時における電力の確保を図るため自家発電装置を給付している。

令和3年12月より、包括補助事業の給付品目に「蓄電池」が加わったことから、令和4年度より新たなメニューとして給付を行う。

2 給付物品

- ・ 自家発電装置
- ・ 蓄電池（今回追加）

3 対象者

江東区在住で、以下の全てを満たす方

- ①区が「災害時個別支援計画※」を策定した方
- ②在宅で人工呼吸器を常時使用している方
- ③難病に該当する疾患でない方

※災害時個別支援計画：災害時の被害を最小限にとどめることを目的として、在宅の人工呼吸器使用者に対し、区が本人や関係機関とともに策定

4 給付額

- ・ 自家発電装置：212,000円（上限）
- ・ 蓄電池：104,000円（上限）